

## 航行予定通報

(航路通報・事前通報共通様式)

年 月 日

東京湾海上交通センター所長 殿

船長氏名  
提出者氏名及び連絡先

「通航航路」 通航する航路全てに をしてください。

浦賀 中ノ瀬 千葉 市原 東京東 東京西 川崎 鶴見 横浜

(1) 船名	(2) 総トン数 トン	(3) 船舶の長さ m	(4) 最大喫水 (巨大船) m cm
(5) 曳(押)航全長 m	物件概要 (種類) (長さ) m	(6) 呼出符号	(7) 船舶電話等
(8) 危険物の種類及び数量 (種類) (数量) kl	(9) 仕向(入港する場合)仕出(出港する場合) (港名) (係留施設名)		
(10) 海上交通安全法の航路(入航日時) 月 日 :			
(11) 港則法の航路 入航日時(入港する場合) 月 日 :		離岸日時(出港する場合) 月 日 :	
入航日時(湾内シタ先での入航の場合) 月 日 :		(12) パイロットの手配 (該当に をしてください) 有 無	
(13) 特別消防設備船の手配 (該当に をしてください) 有 無		(14) タグボートの手配 (該当に をしてください) 有 無	

この欄は、初めて東京西航路に入航する船舶のみ記載してください。

キールから最高点までの高さ m cm	バラスト喫水 (前) m cm (後) m cm
-----------------------	-----------------------------

(備考)代理店コード:

## 「注意」

港則法第38条の規定のに基づき、各港内航路を航行する管制船舶は、入航しようとするときは航路入口付近に達する予定時刻を、出航しようとするときは運航開始予定時刻を、それぞれ入航予定日又は運航開始予定日の前日正午までに千葉または京浜港長(東京湾海上交通センター経由)に事前通報が必要となります。

海上交通安全法第22条の規定による通報「巨大船等から浦賀水道航行に関する海上保安庁長官(東京湾海上交通センター経由)あての通報」に併せて、当該船舶が停泊し、または停泊しようとする各管制水路の係留施設を通報したときは、この事前通報を省略できる場合があります。